


札幌市都市公園の維持管理に関する協定における
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書
(藻南公園、石山緑地、小金湯さくらの森及び常盤公園)

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 12 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び藻南・石山・常盤・さくらの森グループ（以下「乙」という。）が締結した札幌市都市公園の維持管理に関する協定（以下「協定」という。）第 27 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 2 年 4 月 14 日から令和 2 年 5 月 31 日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する有料施設について、新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少又は経費の増加があったため、これに相当するものとして、甲は乙に対し「金 641,000 円」を支払う。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる前条以外のリスクについては、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。また、新たなリスクが生じた場合も同様とする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 2 年 12 月 7 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市白石区平和通 14 丁目北 2 番 16 号
藻南・石山・常盤・さくらの森グループ
代表者 横浜植木株式会社北海道
支店長 喜多 伸

